

2025年4月以降の法改正対応版

育児介護休業法

実務対応セミナー



育児介護休業法が再々度変わり、育児休業の実務がより一層複雑になります。

企業には、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を2つ以上導入する義務が課せられます。さらに、介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置を導入することが義務付けられることとなります。

本セミナーでは、法改正の全体像といつまでに、どのようなことを、どのような手順で準備しておかなければならないのか、実務対応のポイントを解説いたします。

日時	2025年1月23日(木) 14:00~15:30	参加費	一般企業様: 5,500円(税込) 顧問先企業様: 無料
定員	会場: 20名 WEB: 60名(先着順)		
場所 受講方法	【会場】村松事務所 (浜松市浜名区本沢合829) 【WEB】メールで通知するURLから参加	講師	特定社会保険労務士 戦略経営MBA 村松貴通 2030SDGs公認ファシリテーター

お申込みお待ちしております **FAX** 053-586-5579

会場開催に参加

WEB開催に参加

事業所名		業種	従業員数	名
所在地	〒			
役職(所属)	氏名	電話		
		E-mail アドレス		
		E-mail アドレス		

※お申込にかかるお客様の個人情報については本件以外では使用しません。



社会保険労務士法人村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 浜松市浜名区本沢合829
TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5579

村松 社労士 検索

HPからのセミナーのお申込みはこちら

